

## 国際教養大学における教育研究上の重要な組織の長に関する規程

平成 22 年 1 月 1 日  
理 事 長 決 定  
規 程 第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人「国際教養大学定款」(以下「定款」という。)第 18 条第 2 項第 2 号に規定する学長が定める教育研究上の重要な組織の長(以下「重要な組織の長」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 前条にいう重要な組織の長とは、「国際教養大学学則」第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 13 条の 2 及び第 14 条に規定する者並びに「国際教養大学学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程」第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条に規定する者とする。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。